

第 6 1 回 穴 粟 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 1 1 月 2 7 日 ( 木 曜 日 )

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 1 月 2 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 112号 議 案 穴 粟 市 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

第 113号 議 案 穴 粟 市 特 別 職 の 職 員 で 常 勤 の も の の 給 与 及 び 旅 費 に 関 す る 条 例 及 び 穴 粟 市 教 育 委 員 会 教 育 長 の 給 与 及 び 勤 務 時 間 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

第 114号 議 案 穴 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 4 第 115号 議 案 穴 粟 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日 程 第 5 第 116号 議 案 教 育 用 パ ソ コ ン 購 入 契 約 の 締 結 に つ い て

日 程 第 6 第 117号 議 案 平 成 26年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 4 号 )

第 118号 議 案 平 成 26年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

第 119号 議 案 平 成 26年 度 穴 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

第 120号 議 案 平 成 26年 度 穴 粟 市 鷹 巣 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

第 121号 議 案 平 成 26年 度 穴 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

第 122号 議 案 平 成 26年 度 穴 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 2 号 )

- 第 123号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 第 124号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 第 125号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 第 126号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第  
2号)
- 追加日程第1 第 112号議案 穴粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条  
例の一部改正について
- 第 113号議案 穴粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関  
する条例及び穴粟市教育委員会教育長の給与及び勤務  
時間等に関する条例の一部改正について
- 第 114号議案 穴粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に  
ついて
- 追加日程第2 第 116号議案 教育用パソコン購入契約の締結について
- 追加日程第3 第 117号議案 平成26年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)
- 第 118号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 第 119号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予  
算(第2号)
- 第 120号議案 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2  
号)
- 第 121号議案 平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第  
2号)
- 第 122号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 第 123号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第2号)
- 第 124号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 第 125号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第2

号)

第 126号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 112号議案 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第 113号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

第 114号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 4 第 115号議案 宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 5 第 116号議案 教育用パソコン購入契約の締結について

日程第 6 第 117号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)

第 118号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第 119号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

第 120号議案 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第2号)

第 121号議案 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第 122号議案 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第 123号議案 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

第 124号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)

	第 125号議案	平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
	第 126号議案	平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）
追加日程第1	第 112号議案	穴粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 113号議案	穴粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び穴粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
	第 114号議案	穴粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
追加日程第2	第 116号議案	教育用パソコン購入契約の締結について
追加日程第3	第 117号議案	平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 118号議案	平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 119号議案	平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 120号議案	平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 121号議案	平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 122号議案	平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 123号議案	平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
	第 124号議案	平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
	第 125号議案	平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
	第 126号議案	平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 7 名 )

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
4 番 伊 藤 一 郎 議 員	5 番 飯 田 吉 則 議 員
6 番 大 畑 利 明 議 員	7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員
8 番 西 本 諭 議 員	9 番 秋 田 裕 三 議 員
1 0 番 藤 原 正 憲 議 員	1 1 番 東 豊 俊 議 員
1 2 番 福 嶋 齊 議 員	1 3 番 岡 前 治 生 議 員
1 4 番 山 下 由 美 議 員	1 5 番 林 克 治 議 員
1 6 番 実 友 勉 議 員	1 7 番 高 山 政 信 議 員
1 8 番 岸 本 義 明 議 員	

欠 席 議 員 ( 1 名 )

3 番 小 林 健 志 議 員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者 西 川 龍 君	一宮市民局副局長 垣 尾 誠 君
波賀市民局長 大 島 照 雄 君	千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長 中 岸 芳 和 君	建 設 部 長 前 川 計 雄 君
教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君	

(午前 9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第61回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

小林健志議員より、本日の本会議を欠席する旨の届けが出ておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。本日配付しております通知書写しのとおり変更の通知がありましたので、御報告申し上げます。

報告2、本日市長から議案15件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岸本義明君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

1番、鈴木浩之議員、2番、稲田常実議員、以上、両議員にお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長(岸本義明君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

#### 日程第3 第112号議案～第114号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第112号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第114号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、第112号議案から第114号議案の3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

平成26年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、給料表の改定及び期末・勤勉手当の引き上げ等給与の改定に必要な条例を整備するものであります。

最初に、第114号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、第1条では、平成26年4月に遡及して給料表を平均0.3%引き上げ、12月支給の勤勉手当を0.15月引き上げることとしております。

第2条では、平成27年4月以降、給料表を平均2%引き下げ、第1条で引き上げた勤勉手当の支給割合を6月支給分と按分して配分するものであります。

また、災害等緊急時に管理職員に支給する管理職特別勤務手当の支給範囲について、週休日等に限定されていたものを平日深夜にまで拡大するものです。なお、平成27年4月以降の給料表引き下げは、経過措置として3年間の現給保障を設けるとともに、経過措置の終了後には、現在1.5%減額をしている55歳を超える管理職員の給料を元に戻すこととしております。

次に、第113号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきましては、期末・勤勉手当の支給割合を一般職の給与条例の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、職員同様に12月支給において0.15月引き上げ、次年度以降は6月支給と按分して配分するものです。

また、第112号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましても、同様の改正を行うものであります。

以上、3議案について一括して御説明申し上げましたが、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。議員の報酬でありますとか、市長等三役の特別職の報酬のあり方については、いろんな議論があって、この間の首長の選挙なんか

でも市長の給与を減らすとか、そういうふうな公約をされて当選されたような首長の方もおられます。

そういう中で、私はこういう議案が出されているとき、いつも思うわけでありませぬけれども、一般職の方の給与というのはあくまで生活給、その方の生活を保障する給与という考え方で成り立っていると思うんですけれども、議員とか、あと市長、副市長、教育長、これらの報酬なり給与というのは、基本的には生活給というふうな考え方では成り立っていないと思います。

それで、本来はその金額を定める際には、特別職の報酬審議会というところにかかるわけでありませぬけれども、このような期末手当を上げたり下げたりという部分については、審議会にはかけずに市長の判断で提案するというふうなことであります。

それで、私が思いますのは、今、合併して10年たって、これから少しずつ財政の収入が減っていくというふうな中で、市長として少しの節約がもしもありませんけれども、こういうものを、期末手当というその支給率を引き上げるといふか、職員が引き上げるからそれに合わすという考え方について、市長はそれは当然だといふふうに思われているのか、思われているから提案されているんですけれども、そういうことについてやはり財政が厳しいのであれば、そういう期末手当の支給率、そういう部分については一般職員を除いては引き上げずに少しでも財政の節約に努めると、そういう考えがないのかどうか、その点、基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまの御質問であります、特に112号、113号の提案に関する御質問だと、市長の判断によって提案ということがいかかかと、こういうことであります、今もよく御承知のとおりであろうと思いますが、特に、議員及び特別職等の報酬、あるいは給与関係につきましては、国及び地方公共団体、特に類似団体との状況を十分調査検討の上、報酬あるいは給与あるいは期末手当を条例において定めると、このように地方自治法で議員あるいは特別職等定められておるところであります、それはよく御承知のとおりだと思います。

条例で定める際、特に宍粟市独自の意味のある年俸制であったり、さらに報酬、あるいは給料のみとすることについては、ある意味可能ではありますが、現状においては、特に宍粟市は独自の調査、あるいは決定機関、あるいは方法等を持っていない、あるいはない、そういう状況でありますので、特別な事情のない限り人事院

勤告の期末と勤勉手当を加算した額、こういったものについてはそれに沿った取り扱いがこれまでもなされておる、そういう状況でありまして、今回においても、私はそれが適正とこのように判断して、今回提案をさせていただいております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第112号議案から第114号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第115号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第115号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第115号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年9月25日に公布されました「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」において、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が一部改正され、平成26年12月1日から施行されるに当たり、当該規定を引用する宍粟市消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております第115号議案は、会議規則第39条の第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第115号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

第115号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第115号議案は、可決することに決しました。

日程第5 第116号議案

議長(岸本義明君) 日程第5、第116号議案、教育用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第116号議案、教育用パソコン購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育用パソコンは、児童生徒の学力及びIT活用能力の向上を図るため導入をしておりますが、山崎南中学校、山崎東中学校及び波賀中学校の教育用パソコンは、購入して7年が経過し、更新時期を迎えましたので、今年度新たに購入しようとするものであります。

この教育用パソコンの購入を行うに当たり、去る平成26年11月18日に入札を執行しました結果、宍粟市山崎町中広瀬117番地12、イトーオフィスサービス株式会社、代表取締役伊藤和久と、契約金額4,059万7,200円で購入契約の締結をしようとするものでありますので、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第116号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第117号議案～第126号議案

議長(岸本義明君) 日程第6、第117号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)から、第126号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第2号)までの10議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第117号議案から第126号議案までの補正予算10議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年人事院勧告を踏まえた、若年層に重点を置いた給料表の

改定、特別職及び議会議員を含む期末・勤勉手当の引き上げ等の改定に伴うもので、平成26年4月1日にさかのぼって支給するために必要な予算を後期高齢者医療事業特別会計を除く全会計で補正し、さらに一般会計におきましては、衆議院が11月21日に解散し、12月2日公示、12月14日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、円滑な選挙執行を行う上で必要な補正予算を計上するものであります。

それでは、議案ごとに概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第117号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補正総額で6,692万6,000円を増額し、補正後の総額を252億8,059万7,000円としているものであります。

歳出の内訳としましては、若年層に重点を置いた給料表の改定により、給料318万円の増額、また、期末・勤勉手当の支給月数拡大や給料改定に伴う変更により職員手当等2,099万2,000円の増額、さらに、これら給与の増額に伴う共済組合納付金411万5,000円、退職手当組合負担金等605万3,000円をそれぞれ増額計上しているほか、特別会計に属する職員の給与改定に必要な財源として繰出金を補正計上しております。

また、国政選挙執行に伴う費用として、期日前投票に係る経費、事務従事者に係る時間外手当など、総額2,934万5,000円を計上しております。なお、この選挙執行に係る経費の財源は、全額県からの委託金により賄われるものであります。

次に、第118号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、人件費のみの補正で、補正総額70万6,000円を増額し、補正後の総額を46億5,445万3,000円とするものであります。

第119号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましても、人件費のみの補正で、補正総額115万3,000円を増額し、補正後の総額を3億3,751万5,000円としております。

第120号議案、平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）につきましても、人件費のみの補正で、補正総額7万1,000円を増額し、補正後の総額を948万1,000円としております。

第121号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、人件費のみの補正で、補正総額94万円を増額し、補正後の総額を45億2,773万9,000円としております。

第122号議案、平成26年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につき

ましても、人件費のみの補正で、補正総額35万4,000円を増額し、補正後の総額を18億3,765万7,000円としております。

第123号議案、平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、人件費のみの補正で、補正総額9万7,000円を増額し、補正後の総額を7億3,726万1,000円としております。

第124号議案、平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収入で、漏水事故の総合賠償保険金342万7,000円を計上し、支出では、人件費の補正として96万1,000円を増額し、補正後の支出予算の総額を28億5,897万5,000円としております。

第125号議案、平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正として1,938万4,000円を増額し、補正後の支出予算の総額を50億6,933万5,000円としております。

第126号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人件費の補正として30万円を増額し、補正後の総額を8,311万3,000円としております。

以上、補正予算10議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、厳しい社会情勢の中で行政に対する市民の方々の視線はますます厳しいものがあることを認識するとともに、今後においても信頼される市政の推進に努める所存でありますので、内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第117号議案から第126号議案までの10議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前 9時53分休憩

---

午後 1時30分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま総務文教常任委員長より第112号議案から第114号議案までの3議案と、第116号議案、予算決算常任委員長から第117号議案から第126号議案までの10議案のあわせて14議案の審査が終了したとの報告を受けました。

お諮りします。

このただいま申し上げました14議案を日程に追加し、議題としたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第112号議案から第114号議案までの3議案、第116号議案及び第117号議案から第126号議案までの10議案のあわせて14議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第112号議案～第114号議案

議長(岸本義明君) 追加日程第1、第112号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第114号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に付託をしていたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 本日、11月27日に審査付託のありました、第112号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、第113号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、第114号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、本日、第13回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査した結果、第112号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、平成26年人事院勧告を踏まえ、国においても改正されたことに基づき、宍粟市においても一般職の期末・勤勉手当を改正するため、支給割合を一般職の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、改正するものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第113号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例及び宍粟市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についても、人事院勧告を踏まえ、宍粟市においても一般職の期末・勤勉手当を改正するため、支給割合を一般職の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、改正するものであります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第114号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、平成26年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、第1条では、平成26年4月に遡及して、給料表を平均0.3%引き上げ、12月支給の勤勉手当を0.15カ月引き上げることとしております。

第2条では、平成27年4月以降、給料表を平均2%引き下げ、第1条で引き上げた勤勉手当の支給割合を6月支給分と按分して配分するものです。また、災害等緊急時に管理職員に支給される管理職特別勤務手当の支給範囲について、週休日等に限定されていたものを平日深夜にまで拡大するものです。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

通告があるので発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。あらかじめ議長にお断りを申し上げておきたいんですけども、発言通告においては、第112号議案と第113号議案については、今日、反対討論の通告をしておりました。しかし、第114号議案についても審査の過程で賛成できる内容ではないということがわかりましたので、この点発言通告はしていませんけれども、討論に参加させていただきたいと思っております。

この3議案それぞれ共通していることでもありますので、3議案全体について討論

をさせていただきたいと思います。

質疑の際にも述べましたように、議員報酬、市長や副市長、また教育長の給与は生活給という考え方で決定されているものではありません。これらの報酬や給与の提案権は市長にあり、議員にはその議決権があります。そのためにお手盛りとの批判を招かないようにするために、特別職の報酬審議会が設けられ、そこに市長が諮問し、答申を得て提案するルールになっております。しかし、期末手当だけは職員の人事勧告に基づいて提案された内容が議員や市長等にも提案される慣習となっています。

市は、口を開けば財政が厳しい厳しいと言います。しかし、サラリーマンの実質所得は下がっているというのが実態であります。一般職員の生活給の引き上げは当然であると考えますが、議員や市長等の期末手当はこの時期に引き上げるべきではないと考えます。実際に、議会ではこの10年間にも平成17年度と平成19年度、また市長等の特別職については平成19年度にその引き上げを見送っております。また、職員の給与表は、今回については引き上げになるものの、先ほど説明がありましたように、来年の4月からは給与表の全面改定が行われ、実質的に給料が減額するという方向になっております。このような内容については到底認めることはできません。

以上で討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は、第112号議案と第113号議案、それぞれ賛成の立場で討論を行いたいと思います。

まず、第112号議案でございますが、本議案につきましては、宍粟市議会議員の議員報酬のうち、期末手当の支給月数の改定を行うものであります。議員の期末手当につきましては、特別職報酬等審議会の対象から除外をされておまして、人事院勧告を適用している一般職及び市長、副市長など常勤の特別職に準じて定められているものでございます。

今回の改定は、本年、人事院が一時金の引き上げ勧告を行ったことに伴いまして、一般職及び常勤の特別職に準じて引き上げるものでございます。適切妥当なもの判断をいたしております。

ちなみに、昨今の議員活動も市民のニーズや負託に応えていくために、議員活動としましては、特別委員会の新たな設置でありますとか、予算決算常任委員会の通

年化など、その出席日数は増加傾向でございます。また、日常におきましても、多くの課題に積極的に対処するために、情報収集や調査活動など専門知識を磨くために一層活動範囲は広がっているのが現状であります。市議会議員の処遇につきましては、こうした議員活動を支えるのにふさわしいものでなければいけないというふうに考えておりますし、議員になる間口を狭めないためにも一定の水準を確保すべきものと考えております。

そういう意味からも今回の改正は妥当と考えております。他の議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。

続いて、第113号議案でございますが、この議案につきましても、先ほど申し上げました市長、副市長など常勤の特別職に関する期末手当及び教育長に関する勤勉手当の支給月数の改定を行うものであります。

これも特別職報酬等審議会の対象から除かれておるものでございまして、従来から一般の職員に準じて定められているものでございます。

今回の改定は、先ほども申しましたが、本年、人事院が一時金の引き上げ勧告を行ったことに伴い、一般職の職員に準じて上げるものでございます。

また、他市の状況、あるいは類似の団体の特別職に対する扱い方、そういうものも見極めた結果、その内容は妥当なものとは判断をいたします。

以上であります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 10番、藤原です。私は、第114号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほども委員長報告にもありましたとおり、国のほうでは民間給与等の比較ということで、約1万2,400の事業所の個人別給与等を実施調査し、その結果を人事院勧告として、いずれも官民の給与等の格差を是正するための条例改正であるのかなとこのように思います。どうか議員各位の御賛同をよろしくをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わり、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第112号議案を採決いたします。

第112号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第112号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第113号議案の採決を行います。

第113号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第113号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第114号議案の採決を行います。

第114号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第114号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 追加日程第2 第116号議案

議長(岸本義明君) 追加日程第2、第116号議案、教育用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務文教常任委員会に付託をしていたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 本日、11月27日に審査付託のありました、第116号議案、教育用パソコン購入契約の締結については、本日、第13回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第116号議案、教育用パソコン購入契約の締結については、現在、教育用パソコ

ンは、児童生徒の学力及びIT活用能力の向上を図るために導入しておりますが、山崎南中学校、山崎東中学校、波賀中学校の教育用パソコンは購入してから7年が経過し、更新時期を迎えたので、新たに購入しようとするものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第3 第117号議案～第126号議案

議長（岸本義明君） 追加日程第3、第117号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第126号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）までの10議案を一括議題といたします。

本10議案は、本日の本会議で、予算決算常任委員会に付託をしていたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長（東 豊俊君） 本日、付託のありました第117号議案から第126号議案までの補正予算10議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

本10議案については、運営要綱によりまして総務文教分科会と産業建設分科会で詳細審査を担当して行うことに決定しましたので、委員会を休憩し分科会で審査を行いました。

分科会終了後に委員会を再開し、それぞれ分科会の審査報告を受けて全体で審査をいたしました。

分科会では関係職員に説明を求め、審査を行って、次のとおりの報告がありました。

まず、総務文教分科会の報告内容を申し上げます。

第117号議案、平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第4号）については、人事院勧告を踏まえた若年層に重点を置いた給料表の改定及び特別職及び議員を含む期末・勤勉手当の引き上げ改定に伴うもので、平成26年4月1日にさかのぼって支給するために必要な予算を補正するもので、給料318万円、期末勤勉手当等2,099万2,000円、共済組合納付金411万5,000円、退職手当組合負担金等605万3,000円をそれぞれ増額計上しているほか、特別会計に属する職員の給与改定に必要な財源として、繰出金を補正計上しております。

また、衆議院が11月21日に解散し、12月2日公示、12月14日に執行されることとなり、それに伴う費用として総額2,934万5,000円を計上しております。なお、この選挙執行に係る経費の財源は、全額県からの委託金により賄われるものです。

次に、第118号議案、平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、人勤に伴う人件費のみの補正で、70万6,000円を増額するものです。

次に、第119号議案、平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についても、人件費のみの補正で、115万3,000円を増額するものです。

次に、第120号議案、平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）についても、人件費のみの補正で、7万1,000円を増額するものです。

次に、第121号議案、平成26年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についても、人件費のみの補正で、94万円を増額するものです。

次に、第122号議案、平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、人件費のみの補正で、35万4,000円を増額するものです。

次に、第123号議案、平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についても、人件費のみの補正で、9万7,000円を増額するものです。

次に、第124号議案、平成26年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）の関係部分については、人件費の補正で、96万1,000円を増額するものです。

次に、第125号議案、平成26年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）については、人件費の補正で、1,938万4,000円を増額するものです。

次に、第126号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第2号）については、人件費の補正で、30万円を増額するものです。

産業建設分科会では、第124号議案の関係部分の審査でありまして、内容は9月定例会において可決しました水道漏水事故の「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定」の4議案の総合賠償保険金の収入を補正するものです。

全体会で、報告に対する質疑のあと自由討議を行い、自由討議の中では、賠償保険に関して責任の所在についての討議がありました。が、採決の結果、第117号議案は賛成多数、第118号から第126号議案は全会一致で、当該10議案は全て原案を可決するものと決しました。

以上で報告を終わります。

議長（岸本義明君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。第117号議案に対してのみ反対討論を行いたいと思います。

この一般会計補正予算には、議員また市長等の期末手当の引き上げ分が計上されております。よって、賛成することはできません。

以上です。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 第117号議案に賛成の立場で討論を行います。

本議案は、一般職の給与改定に伴うもの及び常勤の特別職、あるいは市議会議員の期末手当引き上げに伴うもの、並びに衆議院の解散による選挙の執行に関する費用を補正するものであります。

一般職の給与については民間のベースアップを反映して、人事院も7年ぶりに引き上げ勧告を行ったもので、労働基本権が制約をされている代償措置としてある人事院勧告に基づき実施されることが妥当であると考えます。

また、市長などの常勤の特別職及び市議会議員の期末手当に関しましても、先ほどの賛成討論で申し上げましたとおり同様の意見でありまして、妥当と判断をいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第117号議案を採決いたします。

第117号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第117号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第118号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第119号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第120号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第121号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第122号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第122号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第122号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第123号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第123号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第123号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第124号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第124号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第125号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第125号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第125号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第126号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第126号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第126号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期、臨時会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、第61回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時01分 閉会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 鈴 木 浩 之

宍粟市議会議員 稲 田 常 実